

住まい探しでお困りの方を区がお手伝い

練馬区住まい確保支援事業

区では、年齢や身体状況などの理由により住まい探しでお困りの方を支援する事業を実施しています。
お困りの方がいらっしゃいましたらこの事業をご案内ください。

👉 **こんなときにご案内ください。**

- ☑️ 賃貸住宅を探しているが年齢や障害があることを理由に断られた。
- ☑️ アパートが取り壊しになり立ち退きを迫られている。
- ☑️ 階段の上り下りがつらいので、1階の部屋に移りたい。



©2011 練馬区ねり丸



事業①

空き室物件の情報提供



ご利用できる方（練馬区在住の方）

高齢者世帯

65歳以上の単身
または高齢者のみ世帯

障害者世帯

障害者の単身
または障害者のいる世帯

ひとり親家庭

18歳までのお子さんのいる
ひとり親家庭

家賃、部屋の広さ、最寄り駅など条件に合う物件を区内不動産団体に照会し、ご希望に合うお部屋の情報（アパートなどの図面）を提供します。

事業②

伴走型支援

ご利用できる方（詳しくは住宅課までご相談ください。）

事業①の対象世帯のうち
**立ち退きを迫られている高齢者世帯・ひとり親家庭
障害者世帯**

区が委託する居住支援法人が物件の紹介や見学・契約への同行などを行います。

※各事業の詳細は裏面をご覧ください

お問い合わせ

練馬区 都市整備部 住宅課 管理係

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎13階

電話 03-5984-1289



事業① 空き室物件の情報提供 <区内不動産団体へご希望条件を照会>

相談から契約までのながれ

step1 相談 受付窓口（※）にお越しください。

- ・家賃、部屋の広さ、最寄り駅など住み替え先の希望条件をお伺いします。
- ・高齢者の方には住み替えに際して、区が実施する緊急通報システムの入居先への設置（利用者負担有）をお願いしています。

step2 お部屋探し

- ・希望条件を不動産団体に照会し、ご希望に合うお部屋を探します。
- ・窓口でのお申し込みから、2週間から4週間程度でお部屋探しの結果を郵送します。ご希望に合う物件があった場合は、アパート等の図面および不動産店あて紹介状を同封します。

step3 お部屋の見学・契約手続き

- ・ご希望に合う物件があれば、物件の取扱不動産店にご自身で連絡していただき、お部屋の見学、契約条件の確認などを行ってください。
- ・希望に合う物件がない場合には、情報提供ができない場合もあります。その際には、希望条件を見直しの上、再度お申し込みをお願いします。
- ・賃貸借契約はご自身の責任で行っていただくものです。契約条件をよくご確認ください。

※受付窓口 練馬区住宅課ほかお住まいの地域を受け持つ総合福祉事務所
練馬総合福祉事務所（〒176 地域）・光が丘総合福祉事務所（〒179 地域）
石神井総合福祉事務所（〒177 地域）・大泉総合福祉事務所（〒178 地域）



所在地等

事業② 伴走型支援 <居住支援法人による支援>

居住支援法人とは

住宅の確保に配慮が必要な方に、賃貸住宅への入居に関する支援を行う、都道府県知事が指定する法人です。

相談から契約までのながれ

step1 相談 住宅課窓口にお越しください。

- ・お電話でもかまいません。

step2 居住支援法人との面接

- ・居住支援法人から面接日調整の連絡があります。

step3 お部屋の見学

- ・物件は居住支援法人が紹介し、見学に同行します。

step4 契約手続き

- ・居住支援法人が同行します。
- ・賃貸借契約はご自身の責任で行っていただくものです。契約条件をよくご確認ください。
- ・仲介手数料の支払先が一般の契約と異なる場合があります。詳しくはお尋ねください。